

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
行政法			

評価(ABCD)

A

ナンバリングがあればより読みやすくなると思います。
記載事項は適切ですので、もったいないと思いました。

効果裁量はない旨の指摘も適切です。

要件裁量に関する記載は適切であり、素晴らしいと思いました。

- 行政事件訴訟法37条の3第5項によれば、行政庁が~~決~~
~~本件申請を認容すべきであること~~、又、分の根拠法令
の規定から明らかであるか、行政庁が本件申請を認容しな
いことが行政庁の裁量権の範囲を超え、もしくはその濫用
5 となるか認められるときは、裁判所は本件申請を承認
すべきという判決をすべきと定めている。上記要件が本案
勝訴要件である。
- まず、A社の主張として、本件申請の許可処分につき行政
庁の裁量権はなく、本件申請について許可すべきであること
10 明らかであるのにそれを~~認め~~せず、不許可処分を下した
と主張することが考えられる。
- まず、A社は温泉法3条1項に基づき、都道府県知事
に申請している。そして許可の基準については温泉法4条1
に該当する場合を除き、都道府県知事は許可をしなければ
15 ならないと定めている。この点に関して、各号に該当しない場合
には、許可をしなければならないため裁量は認められない。
もっとも、同法各号にあたりかについて裁量権が認めら
れるかが問題となる。これについて文意や法の趣旨目的
を勘案して判断する。
- 20 温泉法4条1項各号は専門技術的判断を要する事項
であり、また各号は、公益を害するおそれがあることを認めら
せという、専門技術的判断を要し、抽象的なものであるから
行政庁の裁量権を認めているように思える。また温泉法
1条の温泉の保護、災害の防止、公共の利益を目的としており
25 公益の増進を増進する趣旨からも、行政庁の裁量権
を専門技術的判断を要し裁量権を認めていると
解される。さらに温泉法32条が「自然環境保全法

51条により置かれる審議会の意見を聴取することを温泉法3条1項、4条1項の規定に於ては必ずするに際して義務付けていることから、様々な意見を聴取した上で行政庁の判断に委ねるという趣旨であるといえる。

以上から温泉法4条項第1号、3号については行政庁の裁量を認めているといえる。

したがって本件申請の許可要件については、行政手続法
第21条の裁量が認められる以上、本件申請について
許可すべきことが明らかであると主張することは難しい
といえる。

も、と、次にA社の主張としては、甲是知事に許可
 2分の要件につき裁量が認められるとしても、裁量権
 を逸脱し、または濫用するものとして、甲は、甲が
 申請を許可すべきであるという主張が考えられる。

確かに、温泉法3条項各号は専門技術的な判断を要するが、温泉の掘削は土地所有権の内容の一部であり、土地所有者の自由に委ねられる性質であること、温泉法3条項が、~~一律に~~温泉の掘削を一律禁止にしており、行う者につき許可を要すると定め

しており、温泉法4条1項が各号にあてはまらない場合許可しなければならぬと定めていることからすると、無事限に認められずのものではなく新法の趣旨及び目的に沿って裁量権は行使されるべきだといえる。温泉

温泉法1条は温泉の保護、災害の防止、温泉利用の公正を図り、もて公共の福祉の増進に寄与することを目的としていることから、温泉法4条1項3号の公益を害するおそれとす。人の生命・身体に重大な影響を及ぼすような状態が認められる場合であると解される。

本件②の乙村の優れた自然環境に悪影響を及ぼすといふことが「温泉法4条1項3号に該当する」という

定めていることから、なぜ無制限に認められるものではないに繋がるのかが、言葉足らずのように思いました。

検討の順番としては、①からの方が読みやすいです。あえて②から検討する理由があれば別ですが。

2 ページ

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
行政法			

評価(ABCD)

判断は、上記のように、生命、身体等に被害を及ぼす場合には、これを害するといえる以上、自然環境自体を保護すると利害関係であるとは解されない。

したがって、この村の良好な自然環境に被害を及ぼすとして、同条項3号にあたると判断したのは裁量権の逸脱があるといえる。

また、本件申請を許可すれば同種の温泉掘削許可申請が相次いで、温泉の枯渇を招くとそれがあるという①の理由で、温泉法4条項1号および3号に該当すると判断したことについて検討する。

温泉法4条項1号および3号は、いずれも当該申請書について、安全性について判断するという趣意である。これは他の者の申請との競合について温泉法4条項8号が示していないことから明らかであり、これを全面的に判断するべきであるといえる。

したがって、同種の温泉掘削許可が増えるといった理由で、本件申請を不許可にするということとは許されず、これは、考慮すべきでない事項に付考慮したものであり裁量権の逸脱がある。

したがって以上から、本件申請は温泉法4条項各号のいずれにも該当しないから、甲県は本件申請について許可すべきであるといえる。

なお、上記主張は、本件申請拒否への取消事由にもなるから、併合提起されている、本件取消の取消訴訟についても認められるといえる。

1号、3号以外の要件に該当しないことの指摘も必要かと思えます。
問題文の不自然な記載（「A社およびその役員が…確認したものの、」）に違和感を持てればいいと思います。

記載すべき事項はもれなく記載できており、実力を感しました。後は、文書の
内容の精度を上げていけば、より良い答案になるように思いました（言葉足ら
ずの部分が多少見受けられました）。
これからも頑張ってください。 中野

5

10

15

20

25

30

4 ページ

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。